

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【告示】

○ 保安林の解除予定

○ 保安林の指定施業要件の変更予定

〃

【公告】

○ 大規模小売店舗の変更の届出の縦覧

○ 公共測量の実施

〃

○ 公共測量の終了

【海区漁業調整委員会】

○ 第五百四十八回岡山海区漁業調整委員会の開催

治山課

〃

〃

経営支援課

監理課

〃

〃

海区漁業調整委員

会

目次

担当課（室）

◎岡山県告示第二十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

令和七年一月二十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 解除予定保安林の所在場所

津山市加茂町倉見字天狗岩六六四の一五、字ヤナケタニ六六五の三、六六五の七、字根知ケ谷六六九の一三

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 解除の理由

指定理由の消滅

◎岡山県告示第二十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

令和七年一月二十一日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
 苦田郡鏡野町（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的
 水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び鏡野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第二十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和七年一月二十一日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

苫田郡鏡野町（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

干害の防備

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び鏡野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

令和7年1月21日 岡山県公報 第12669号

〔三二〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和七年一月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ゆめタウン久世

所在地 真庭市惣一六四番地の一ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

(1) 名称 株式会社イズミ

住所 広島市東区二葉の里三丁目三番一号

代表者の氏名 代表取締役 山西 泰明

(2) 名称 株式会社いない

住所 鳥取県倉吉市河原町一七七〇番地

代表者の氏名 代表取締役 稲井陽一郎

(3) 名称 有限会社 家具のサダカタ

住所 真庭市惣一八八番地の一

代表者の氏名 代表取締役 定方 雅義

(4) 名称 株式会社イエローハット

住所 東京都千代田区岩本町一丁目七番四号

代表者の氏名 代表取締役 堀江 康生

3 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名

(変更前)

ア 名称 株式会社丸宮

住所 新見市高尾二四七七番地の一

代表者の氏名 代表取締役 松本 敏

イ 名称 株式会社タカキベーカーリー

住所 広島市中区鶴見町二番一九号

代表者の氏名 代表取締役 坂本 和久

(変更後)

ア 名称 高谷株式会社

住所 岡山市北区問屋町二一番地一〇一

代表者の氏名 代表取締役 近常 晃州

イ 退店のため削除

4 変更年月日

令和六年五月六日ほか

二 届出年月日

令和七年一月十日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

令和七年一月二十一日から同年五月二十一日まで
縦覧の場所
岡山県産業労働部経営支援課

〔三三〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、岡山県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和七年一月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

瀬戸内市邑久町福中、長船町福岡及び長船町福里地内	測量区域
公共測量（水準測量）	測量の種類
令和七年一月十七日から同年三月三十一日まで	測量期間

〔三四〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、備中県民局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和七年一月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

倉敷市大島地内	測量区域
公共測量（基準点測量及び用地測量）	測量の種類
令和七年一月六日から同年二月二十八日まで	測量期間

〔三五〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、国土交通省中国地方整備局岡山河川事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和七年一月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

測量区域	一級河川旭川水系 旭川（指定区間外） 及び百間川
測量の種類	公共測量（航空レーザ測深）
終了年月日	令和六年十二月二十三日

◎岡山海区漁業調整委員会公示第一号

岡山海区漁業調整委員会事務規程第五条第一項の規定により、第五百四十八回岡山海区漁業調整委員会を次のとおり開催する。

令和七年一月二十一日

岡山海区漁業調整委員会

会長 井本 瀧 雄

一 日時

令和七年一月二十八日（火）

午後二時から

二 場所 岡山市北区下石井二丁目六番四一号

ピュアリテイまきび

TEL（〇八六）二三二一〇五一

三 議題

第一号議案 海区漁場計画の変更について

第二号議案 関係各連合海区漁業調整委員会について